

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	
計画変更年度	令和 2 年度
計画主体	忍野村

忍野村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観光産業課

所在地 南都留郡忍野村忍草 1514 番地

電話番号 0555-84-7794

F A X 番号 0555-84-3717

メールアドレス shinkou@vill.oshino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ハクビシカラス・ ハクビソカラス・ハクビシシ・アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	忍野村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲	0.01ha 13（千円）
	豆類	0.01ha 7（千円）
	その他野菜	0.04ha 568（千円）
イノシシ	水稲	0.1ha 34（千円）
	その他野菜	0.02ha 71（千円）
	ジャガイモ	0.01ha 42（千円）
ホシヅカラス・ハクビソカラス	トウモロコシ	不明 ha（千円）
	播種	不明 ha（千円）
ハクビシシ	トウモロコシ	0.03ha 84（千円）
アライグマ	生活環境被害	不明 ha（千円）

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①ニホンジカ 里山の農地だけではなく、近年では住宅地付近の農地の野菜の食害や稲の苗の踏み荒らしの被害が発生しており、野菜の苗の食害や冬場に冬野菜の食害が新しく増えている。</p> <p>②イノシシ 村内全域の農地において、ジャガイモ・トウモロコシ等の食害や山林・農地においての掘り返し被害が発生している。</p> <p>③ハクビソカラス・ハクビシカラス 村内全域において、トウモロコシの食害や野菜の播種の食害が発生しており、一年を通して、ゴミステーションの生活被害も発生している。</p> <p>④ハクビシシ 村内の農地において、トウモロコシ等の食害が発生しており、農閑期には、住宅に侵</p>
--

入して生活環境の被害を発生させている。

⑤アライグマ

桂川沿いの住宅において生活被害が発生している。農作物の食害は今のところ発生していない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
ニホンゾカ	0.06ha 588（千円）	0.054ha 529（千円）
イノシ	0.13ha 147（千円）	0.117ha 132（千円）
合計	0.50ha 631（千円）	0.45ha 568（千円）
ハブトカラス・ ハシボソカラス	不明	—ha —（千円）
ハクビシ	0.03ha 84（千円）	0.027ha 76（千円）
アライグマ	生活環境被害 件	屋外からの排除

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・実施隊の設立 ・補助事業を利用してわなの購入 ・電気柵・防鳥ネットの購入助成 	<p>猟友会の高齢化による労力の低下が生じている。</p> <p>新たに野生鳥獣の被害が発生している。（アサギ・カウ・キジ・アグマ・タヌキ・キツネ等）</p>
防護柵の設置等に関する取組	なし	<p>以前、県の事業で設置した防護柵があるため、その柵の位置を踏まえた設置計画や維持管理方法等を検討する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①忍野村鳥獣害防止対策協議会と忍野村鳥獣被害対策実施隊が中心になり被害防止対策の計画を策定し電気柵の設置や有害捕獲等の有効な被害対策を積極的に実施する。
- ②村民への鳥獣被害防止に関する啓発活動のため、電気柵の設置を推進するために、設置にかかる購入費の一部助成を行う。
- ③防止活動の中心となる実施隊の新規隊員確保のため狩猟免許等の取得にかかる費用の一部助成を行う。
- ④アライグマについて、発見次第、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき小型捕獲檻を用いて目撃地周辺での捕獲を実施する。
- ⑤鳥獣被害対策の推進にあたり、必要に応じ国・県補助事業を活用していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年10月1日に設立した忍野村鳥獣被害対策実施隊の中心となる富士五湖猟友会忍野分会を対象鳥獣捕獲員に任命し有害捕獲等の実施を推進する。ライフル銃については、対象獣との距離があり、精度の必要な捕獲をする時などで、捕獲が難しいときに使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	ニホンゾカ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。(銃器・くくり罠) 新規狩猟者確保を図る。 行政界を行き来する個体の広域的捕獲の検討。
	イノシ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。(銃器・箱わな) 新規狩猟者確保を図る。 行政界を行き来する個体の広域的捕獲の検討。
	ハブトカス	対象鳥獣捕獲員による捕獲。

	・ハンボツカラ	新規狩猟者確保を図る。
	ハクビシ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。 新規狩猟者確保を図る。
	アライグマ	山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を含めた防除の実施 新規狩猟者確保を図る。
3年度	ニホンゾカ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。(銃器・くくり罠) 新規狩猟者確保を図る。 行政界を行き来する個体の広域的捕獲の検討。
	イノシ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。(銃器・箱わな) 新規狩猟者確保を図る。 行政界を行き来する個体の広域的捕獲の検討。
	ハツトカス ・ハンボツカラ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。 新規狩猟者確保を図る。
	ハクビシ	対象鳥獣捕獲員による捕獲。 新規狩猟者確保を図る。
	アライグマ	山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を含めた防除の実施 新規狩猟者確保を図る。
	4年度	ニホンゾカ
イノシ		対象鳥獣捕獲員による捕獲。(銃器・箱わな) 新規狩猟者確保を図る。 行政界を行き来する個体の広域的捕獲の検討。
ハツトカス ・ハンボツカラ		対象鳥獣捕獲員による捕獲。 新規狩猟者確保を図る。
ハクビシ		対象鳥獣捕獲員による捕獲。 新規狩猟者確保を図る。
アライグマ		山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を含めた防除の実施 新規狩猟者確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ニホンジカ	耕作地周辺の生息数を極小化するため、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、過去の捕獲実績（H29：27頭 H30：55頭 R1：100頭）を参考に設定した。
○イノシシ	耕作地周辺の生息数を極小化するため、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、過去の捕獲実績（H29：20頭 H30：20頭 R1：20頭）と被害状況や実施隊の捕獲体制等を勘案して設定した。
○ハシブトカラス・ハシボソカラス	過去の捕獲実績（H29：72羽 H30：27羽 R1：20羽）及び被害状況を勘案し、設定した。
○ハクビシン	過去の捕獲実績（H29：6匹 H30：1匹 R1：1匹）と被害状況を踏まえ設定した。
○アライグマ	第2期山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、過去の捕獲実績（H29：0匹 H30：1匹 R1：1匹）と被害状況を踏まえ設定した。 * 上記対象鳥獣の捕獲計画数にあつては、さらに県の管理捕獲計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等								
	2年度			3年度			4年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
ニホンジカ	10	40	50	10	40	50	10	40	50
イノシシ	20	20	40	20	20	40	20	20	40
ハシブトカラス・ハシボソカラス	50		50	50		50	50		50
ハクビシン	10		10	10		10	10		10
アライグマ	5		5	5		5	5		5
捕獲総数	95	60	155	95	60	155	95	60	155

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○ニホンジカ 銃器に加えて、箱わなくくり罠による捕獲。
○イノシシ 銃器に加えて、箱わなくくり罠による捕獲。
○ハシブトカラス・ハシボソカラス 銃器による捕獲（散弾・エアライフル）
○ハクビシン 小型の箱わなで捕獲を実施
○アライグマ 山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を含めた防除の実施

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
忍野村全域	ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2 年度	3 年度	4 年度
	該当無し	該当無し	該当無し

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年～ 令和4年度	ニホンジカ	電気柵購入助成
	イノシシ	電気柵購入助成
	ハクビシン	小型獣捕獲箱わな貸出（実施隊による設置）
	アライグマ	山梨県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を含めた防除の実施

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
忍野村役場	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等動向
富士吉田警察署	現場での指示（猟友会の銃器使用許可）
忍野村鳥獣被害対策実施隊 （富士五湖猟友会忍野分会）	警察の指示により危険動物を銃器による駆除

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした後埋却により処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉加工施設の設置等は村単独では難しいので、恩賜林組合・富士吉田市・山中湖村を含めた地域として設置等の検討

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	忍野村鳥獣害防止対策協議会
関係機関等の名称	役割
忍野村	計画全体の総括 被害状況のとりまとめ 野生鳥獣被害発生時の対応 忍野村鳥獣害防止協議会事務局
内野土地改良区	農業者からの意見集約
忍草土地改良区	農業者からの意見集約
忍野村農業委員会	農業者からの意見集約
鳥獣害防止技術指導員	野生鳥獣関連の情報提供
鳥獣保護・管理員	野生鳥獣保護・適正管理に関する指導、助言
富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的助言
富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的助言
忍野村鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
総合農業技術センター	オブザーバー

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入

する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月1日に「忍野村鳥獣被害対策実施隊」を設立し、うち、猟友会会員を対象鳥獣捕獲員に村長が任命して有害・管理捕獲に従事している。
事務局員2名(役場職員)、対象鳥獣捕獲員29名(R2. 1. 6現在)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成24年10月12日忍野村鳥獣害防止対策協議会設立(協議会規約による)
平成26年10月1日忍野村鳥獣被害対策実施隊設立(実施隊要綱による)

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲後は県の保護管理計画に基づき適正に処理する。
アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき処理する。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。